

指定通所介護重要事項説明書

1 事業の目的

Common 株式会社が開設する「コモンハウス」が行う、指定通所介護事業の適切な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、デイサービスセンターの通所介護従業者が要介護状態にある高齢者に対し、指定通所介護事業を提供することを目的とします。

2 運営の方針

デイサービスセンターの通所介護従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

事業の実施にあたっては、関係市町、地域の指定居宅介護支援事業所等と綿密な連絡を図り、総合的な保健・医療・福祉サービスの提供に努めるものとします。

3 指定通所介護サービスを提供する法人の概要

法人名	Common 株式会社
代表者氏名	代表取締役 松永 眞樹
本社所在地	広島県広島市西区庚午中四丁目 15 番 35 号
連絡先	電話 (082)554-5210 FAX (082)554-5215

4 利用者へのサービスを提供する事業所の概要

事業所名	コモンハウス
介護保険事業所番号	広島市指定 3470214721
事業所所在地	広島県広島市西区楠木町一丁目 12 番 3 号
連絡先	電話 (082)275-6721 FAX(082)275-6725
管理者	佐藤 大貴
通常の事業の実施地域	広島市
事業所利用定員	40 名

5 サービスの内容

①当社において、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために日常生活上の世話及び職能訓練を行うサービスです。

②事業所は、次の内容によりサービスを提供します。

6 サービス内容区分

- ①送迎
- ②生活指導(相談援助等)
- ③機能回復訓練、日常生活動作訓練(食事動作、入浴動作等を含む)
- ④介護及び入浴
- ⑤レクリエーション
- ⑥食事の提供
- ⑦健康チェック
- ⑧その他

7 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月～日曜日 ※祝祭日も含む
営業時間	8:00～18:00

※12月30日～1月3日は「休み」となります。

8 サービス提供時間

営業日	月～日曜日 ※祝祭日も含む
サービス提供時間	9:00～17:30

※上記時間は基本のサービス提供時間となります。送迎の関係で基本時間を変更してサービスを提供させていただくこともございます。サービス提供時間において、延長可能な時間帯は8:15～9:00となっておりますので、その時間で対応させていただきます。

9 事業所の職員体制

職種	職務内容	人員数		常勤	非常勤
管理者	従業者管理及び業務管理	1名		1名	0名
生活相談員	利用者及び家族からの相談・苦情等に対応	3名	内2名介護職員兼務	2名	1名
機能訓練指導員	個別機能訓練計画を作成、実施	2名	看護職員兼務	1名	1名
看護職員	身体状況を把握し、健康状態に配慮したサービスの提供	2名	機能訓練指導員兼務	1名	1名
介護職員	通所介護計画書に基づいたサービスの提供	10名	内2名生活相談員兼務	9名	1名

10 サービス利用のキャンセル

指定通所介護サービスの利用のキャンセルについては、利用者が8:15～9:00までに事業者へ通知した場合、利用料等を負担する必要がありません。

なお、9:00までにサービス利用のキャンセルを通知しなかった場合、事業者は利用者に対して、食事代のキャンセル料を請求させていただきます。

11 お支払い方法

お支払いは、毎月中旬頃に前月分をご請求いたします。自動引き落としの方については、原則 26 日(26 日が土日祝の場合は、翌営業日)の引き落としとなります。集金の方については、月末までに集金させていただきます。

お支払い方法:①自動引き落とし ②集金

(2)上記の利用料負担金は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、一旦利用者が利用料(10 割)を支払い、その後市町に対して、利用者が保険給付分(9 割、8 割若しくは 7 割)を請求することになります。※サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合は、超えた全額分については全額自己負担となります。(この場合には、居宅サービス計画を作成する際、介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得ることになります)

12 事故発生時の対応

(1)事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、利用者の家族、居宅介護支援事業所、市町等に連絡を行い必要な措置を講じます。

(2)事業者は、利用者に対するサービスの提供により損害すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。但し、事業者に故意又は過失がない場合はこの限りではありません。

13 緊急時等の対応

事業者は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。

14 非常災害対策

事業者は、非常災害にそなえて具体的な計画を定め、利用者を対象に年 2 回以上の避難救出訓練を実施します。

15 注意事項

- ①利用者様同士の金品の貸し借り、売買行為
- ②貴重品の持ち込み
- ③デイサービスの提供飲食物(昼食、おやつ等)の持ち帰り
- ④持ち込みでの飲酒、飲食
- ⑤デイサービス利用時間内の無断外出
- ⑥暴言暴行、セクハラ、その他の迷惑行為
- ⑦喫煙所以外での喫煙

※デイサービスセンター内で、心地よく過ごしていただくために上記の行動はご遠慮していただくよう、

お願いします。なお、ご相談がある場合は、生活相談員が対応させていただきます。

16 虐待防止に関する事項について

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待防止のため、次に掲げる通り必要な措置を講ずるものとします。

① 虐待防止に関する責任者の選定

虐待防止に関する責任者： 管理者 佐藤 大貴

② 苦情解決体制の整備

③ 従業者の人権意識の向上及び知識の向上を図るための研修等の実施

17 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

◆ 相談・苦情窓口 ◆	
広島市役所介護保険課	(082)504-2183
国民健康保険団体連合会介護保険課	(082)554-0783
西区役所厚生部福祉課高齢介護係	(082)294-6585
コモンハウス	管理者：佐藤 大貴
電話番号 (082)275-6721	受付時間 8:00～18:00

18 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	なし
評価結果の開示状況	なし

《説明確認欄》

指定通所介護サービス契約の締結にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

(事業者) 事業所名: コモンハウス

住 所: 広島市西区楠木町一丁目 12 番 3 号

説 明 者: _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者からデイサービスにおける重要な事項について説明を受け、同意しました。

令和 8 年 月 日

(利用者) 住 所 広島市西区楠木町 1 丁目 12-3

氏 名 _____ 印

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ 印